

横浜市こども青少年局会計年度任用職員（向陽学園児童自立支援業務（全日））募集要項

1 職務内容

向陽学園入所児童の生活支援及び学習支援に関する業務等

2 応募資格

次の(1)又は(2)の条件を満たす方

(1) 社会福祉主事任用資格又は保育士資格を有する方

(2) 児童福祉施設・社会福祉施設における業務に従事した方

※パソコンの基本操作（エクセル、ワード等の入力、端末操作等）、窓口・電話応対ができること

3 募集人員

2名

4 勤務条件及び報酬

(1) 任用期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日

勤務成績が良好な場合、再度任用する場合があります（最大4回）

(2) 勤務時間等 週30時間

（日勤）①8：30～17：00 ②7：00～15：30 ③12：30～21：00

（夜勤）④16：00～翌9：00

(3) 休憩時間 （日勤）①②③ 勤務時間内に1時間を与える

（夜勤）④ 勤務時間内に2時間を与える

(4) 勤務日 週4日（勤務不要日：週3日施設長が定める日）

(5) 勤務場所 横浜市こども青少年局向陽学園

(6) 給与 月額231,400円 期末手当、通勤費用（実費相当額）を別途支給

(7) 休暇 年次休暇、夏季休暇等

(8) 社会保険 健康保険（全国健康保険協会）、厚生年金保険、雇用保険に加入

(9) その他 勤務条件等は会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます

5 応募方法

(1) 書類提出期限（郵送又は持参にてお申し込みください）

令和4年1月17日（月）（郵便必着、持参の場合は、同日17時00分まで）

(2) 提出書類

ア 会計年度任用職員（向陽学園児童自立支援業務（全日））申込書（所定の様式）

イ 作文（所定の様式）

（様式は横浜市ホームページからダウンロード、または向陽学園事務所でお渡しします

URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/saiyo-jinji/sonota-boshu/>）

ウ 応募資格を有していることを証明できる書類（写し可）

※提出していただいた書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください

## 6 選考方法等

### (1) 選考方法

一次選考として書類審査を実施して一定基準に達した方に対して、二次選考として面接を行います

ア 一次選考（書類審査）：令和4年1月25日（火）までに結果通知を発送（予定）

イ 二次選考（面接）： 令和4年2月1日（火） 会場は向陽学園

※集合時刻等詳細は、一次選考で一定基準に達した者に、別途通知する

### (2) 内定通知

令和4年2月18日（金）までに結果通知を発送（予定）

## 7 合否決定及び採用・不採用通知

郵送で連絡します。

## 8 雇入時健康診断

採用内定者には、令和4年3月中に、雇入時健康診断を受診していただきます。

※受診日程等、健診の詳細は、採用内定者に別途通知します。

### 【問合せ先】

横浜市こども青少年局向陽学園

担当 戸川、山本

〒240-0053

横浜市保土ヶ谷区新井町 580

電話 045-381-3016

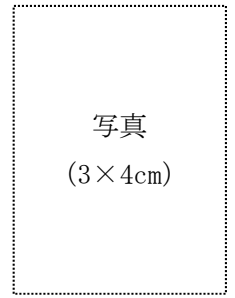
FAX 045-381-3578

会計年度任用職員(向陽学園児童自立支援業務(全日))申込書

【令和 年 月 日】

所属名	
-----	--

整理番号	※人事担当者記入欄
------	-----------



フリガナ			
氏名			
生年月日	昭和・平成 年 月 日 ( 歳)	電話番号	( )

住所	フリガナ 〒 -		
	自宅最寄駅	線	駅 (駅までの交通手段 : 徒歩・バス・その他 分)

〔学歴・職歴〕	年	月	学歴・職歴

〔資格・免許〕	年	月	資格・免許	〔パソコンスキル〕
				・Word ( 仕事で頻繁に使用・使える程度・使ったことがない )
				・Excel ( 仕事で頻繁に使用・使える程度・使ったことがない )
				・その他( )
				〔活用したい能力・経験等〕

〔志望動機〕

<p>〔横浜市における他の職の申込状況〕</p> <input type="checkbox"/> 当該非常勤職員のみ希望 <input type="checkbox"/> 他の非常勤職員と併願 (職名: )	<p>〔採用された場合の兼業等の予定〕</p> <input type="checkbox"/> あり (名称: ) <input type="checkbox"/> なし <small>※兼業等をする場合、別途許可申請が必要です。</small>
---	---

〔欠格事由に関する申告〕

以下の地方公務員法第16条に定める採用に関する欠格事由に 該当しない場合は、□にレ印を記入してください。

禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

横浜市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者

日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

〔備考〕 ※人事担当者記入欄

